

## 参考資料 7 要監視項目の調査結果について

### 1. 要監視項目とは

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境省が平成5年3月に設定したものである。

### 2. 調査結果

平成14年度は、877本（27都道府県）の井戸において測定が行われた。いずれの項目についても指針値の超過はみられなかった。

### 地下水における要監視項目の指針値超過状況

項目名	平成14年度				平成6～14年度				指針値 (mg/L 以下)
	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	調査 井戸数	超過 井戸数	超過率 (%)	調査 自治体数	
クロム	453	0	0	19	3,100	0	0	44	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	635	0	0	20	6,674	0	0	42	0.04
1,2-ジクロロエタン	340	0	0	17	2,415	0	0	42	0.06
p-ジクロロベンゼン	340	0	0	17	2,415	0	0	42	0.3
イソプロピルベンゼン	216	0	0	15	1,820	0	0	43	0.008
ダイゼン	217	0	0	16	1,860	0	0	43	0.005
フェニチオン(MEP)	209	0	0	15	1,832	0	0	43	0.003
イソプロピルアルコール	208	0	0	14	1,805	0	0	43	0.04
メチル銅(有機銅)	210	0	0	15	1,765	0	0	42	0.04
トリクロロエチレン(TPN)	209	0	0	15	1,829	0	0	43	0.05
プロピルサリチル酸	208	0	0	14	1,821	0	0	43	0.008
EPN	346	0	0	20	4,259	0	0	47	0.006
ジクロロメタン(DVP)	209	0	0	15	1,731	0	0	43	0.008
フェニルカルバマール(BPMC)	208	0	0	14	1,757	0	0	43	0.03
イソプロピルベンゼン(IBP)	208	0	0	14	1,717	0	0	43	0.008
カルニトロフェン(CNP)	231	-	-	14	1,982	-	-	44	-
トルエン	399	0	0	17	2,722	0	0	42	0.6
キシレン	401	0	0	18	2,710	1	0.0	42	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	212	0	0	16	1,839	1	0.1	41	0.06
ニッケル	273	-	-	17	2,368	-	-	43	-
トリブチル鉛	186	0	0	15	1,987	2	0.1	41	0.07
アンチモン	275	-	-	17	2,350	-	-	42	-

(注) 1 都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果、及び環境省委託調査により測定された結果をとりまとめたものである。

2 評価は年間平均値による。